

学校伝染病発生時の手続きについて

兵庫県立神戸高等学校 保健部

学校伝染病と診断された生徒は、学校保健法第12条により、校長より出席停止を命じられます。生徒は校長より許可が出るまで登校できません。

1 学校伝染病の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、その他の伝染病

* その他の伝染病とはウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症（病原体がノロウイルス、ロタウイルスによるものを含む）等で主治医の指示によるもの。

* 学校伝染病としてあげられる上記のものは、感染力が強く、集団発生します。その疑いがあるときには早期に受診し、診断が出た場合は、速やかに学校に連絡してください。

* 新型インフルエンザについても同様に手続きしてください。

2 登校時の手続きについて

登校可能になった場合は、「登校証明書（学校伝染病証明依頼）」（別紙）を持参し、担任の先生に提出してください。